

# 役場の新入職員&小・中学校に 着任した先生をご紹介します

今年4月から津別町役場で働く新入職員と新たに津別小学校、津別中学校に着任した先生を紹介いたします。町民の皆さま、よろしくお願いいたします。

## 津別町役場

(出身地)



高橋 美梨 保健師  
保健福祉課(猿払村)



長岐 佳樹 主事  
住民企画課(津別町)



栗田 玲央 主事  
建設課(網走市)

## 津別小学校

(前任校)



戸村 匡男 教諭  
(北見市立三輪小)



船越 俊成 教諭  
(清里町立清里小)



帰山 ゆかり 教諭  
(北見市立東小)



穴山 美来 教諭  
(育休代替)



中尾 駿 教諭  
(新規採用)

## 津別中学校

(前任校)



森本 邦紀 校長  
(遠軽町立安国中)



武部 仁 教頭  
(津別町立津別中)



山下 賢一 教諭  
(湧別町立上湧別中)



山本 貴之 教諭  
(紋別市立潮見中)



野原 尊 教諭  
(新規採用)

## 津別町のフレッシュマン特集

現在インターネットで公開中！ 町のHPをご覧ください



今回は毎年4月の恒例企画、北海道津別町のフレッシュマンをご紹介します。

津別町で働き始めた新たな仲間たちの意気込みをどうぞ！

★津別町役場★津別町商工会★JA つべつ★認定こども園 こどもの杜★津別小学校★津別中学校

★ランプの宿森つべつ★地域おこし協力隊 合計12名のフレッシュマンが登場します！ぜひご覧ください。



この番組は、津別町の今を映像で定期的に発信(月1回)することで、町民の町づくりへの参加促進、移住・定住の促進、ふるさと納税の拡大を図り、町づくりの記録を残すことで、10年後20年後の町民への財産とします。完成した映像は、町のWebサイトや道東テレビ、YouTube等で公開いたします。また、さんさん館、津別病院、道の駅あいおいに設置された「デジタルサイネージ(映像看板)」でも視聴することができます。※タウンニュースつべつは、ふるさと納税の寄附金により制作しています。

毎月末日  
ごろ更新

《取材希望企業・飲食店・生産者募集!! 詳しくは役場住民企画課まで》

問い合わせ先 住民企画課 企画係 14番窓口 ☎ 77 - 8374

## 相談



### 人権擁護委員の日特設 なんでも相談所を開設

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、地域住民の相談に応じています。相談は無料で、内容は離婚相談など家庭内の問題や、借地借家の問題、隣近所のもめごとなど幅広く、秘密は守られます。「人権擁護委員の日」にちなんで、特設なんでも相談所を開設しますので、ご利用ください。

日時 6月1日(木)

午後1時~4時

会場

津別町役場1階中会議室1

(津別町の人権擁護委員)

修田 建恵さん

松田 真理さん

都丸 雅子さん

問い合わせ先

住民環境係12番窓口

☎ 77 - 8377

### 令和5年度春のすずらん法律相談の案内

釧路弁護士会による無料法律相談が開催されます。ぜひ、この機会にご利用ください。なお、相談は予約制となっており、事前にご予約をお願いします(事前に相談内容を把握するため、お申し込みの際に大まかな内容を伺います)。また、当日は住民企画課住民環境係12番窓口にて受け付けしますので、お立ち寄りください。

日時 5月17日(水)

午後1時~4時

(一人30分程度)

会場

津別町役場

1階 相談室1

予約締切

5月16日(火)

※定員6名(先着順)

予約先

ともざわ法律事務所

☎ 0157-32-9777

相談員

弁護士 櫻井 健太郎さん

## 伐採および伐採後の造林の届出制度について

自分の山林であっても森林を伐採する際には、事前に町に届け出ることが森林法で義務付けられています。伐採する際には、面積や本数に関わらず「伐採および伐採後の造林の届出書」を事前に役場に提出することが必要です。

### 届け出の対象となる森林

- 地域森林計画の対象民有林
- ※登記上「山林」ではない場合や、現地在山林でない場合でも対象区域となることがありますので、お問い合わせください。

### 届出の種類と時期

#### 【伐採前】

##### 提出書類

- ・伐採および伐採後の造林の届出書

##### 提出時期

- ・伐採を開始する90日~30日前までの間
- ※令和5年4月より添付書類が統一されていますので、お問い合わせください。

#### 【伐採後】

##### 提出書類

- ・伐採に係る森林の状況報告書

##### 提出時期

- 伐採が完了した日から30日以内

### 【造林後】

#### 提出書類

- ・伐採後の造林に係る森林の状況報告書

#### 提出時期

- ・植林等が完了した日から30日以内
- ・伐採および造林が完了した日、もしくは森林以外の用途転用する場合は伐採が完了した日から30日以内

### 森林以外の用途転用

- 森林以外への転用を目的とした1ヘクタール未満の伐採も届け出が必要です。

例)ソーラーパネル設置、火山灰採取、伐株の除去など  
※1ヘクタールを超えて転用する場合または太陽光発電設備設置を目的とした0.5ヘクタールを超える転用は、事前に北海道知事の「林地開発許可」が必要となりますので、オホーツク総合振興局産業振興部林務課森林保全係へお問い合わせください(☎0157-41-0651)。

問い合わせ先 林政係 18番窓口 ☎ 77 - 8386